

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	※介護保険等関連情報の活用と P D C A サイクルの推進について (4)は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。 「常勤換算方法」 - 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法若しくは「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置の「育児、介護及び治療のため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。 「常勤」 - 当該事業所において定められている常勤の従業者が 1 週間に勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 - 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。 - 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。	基準 第 3 条 解釈 第 3 の一の 3 (1) 解釈 第 2 の 2

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第 1 趣旨及び基本方針	指定特定施設入居者生活介護事業の第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、以下に定めるところによるものとする。 （基本方針） (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	・ 特定施設サービス計画に位置付けられた目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 ・ 利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成し、適切に行っているか。	法第 73 条第 1 項 基準 第 192 条の 2 基準 第 192 条の 3
第 2 人員に関する基準			
1 従業者の員数	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。		法第 74 条第 1 項 基準 第 192 条の 4
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。 (2) 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	・ 生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者であるか。 ・ 同等以上とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有することが望ましい。 ・ 事業所ごとに利用者の状況等に応じて設定された宿直時間帯を含めて、確保されているか。	基準 第 192 条の 4 第 1 項 第一号 基準 第 192 条の 4 第 5 項
(2) 介護職員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 以上であるか。	・ 要介護者等のサービス提供に従事する者と、他の従業者と明確に区分するための措置及び趣旨が運営規程に明示されているか。	基準 第 192 条の 4 第 1 項 第二号
(3) 計画作成担当者	(1) 1 以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。 (2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤となっているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	・ 「他の職務」は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。	基準 第 192 条の 4 第 1 項 第三号 基準 第 192 条の 4 第 6 項 解釈 第 3 の十の 2 の 1 の (3)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
(4) その他	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者を確保しているか。 ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。		基準 第192条の4第4項
2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合の従業者の員数	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている場合の従業者の員数は、それぞれ次のとおりとなっているか。		基準 第192条の4第2項
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数（総利用者数）が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。 (2) 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。	・ 事業所ごとに利用者の状況等に応じて設定された宿直時間帯を含めて、確保されているか。 ・ 要介護者等のサービス提供に従事する者と、他の従業者と明確に区分するための措置及び趣旨が運営規程に明示されているか。	基準 第192条の4第2項第一号 基準 第192条の4第5項
(2) 介護職員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であるか。	・ 要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以上と算出する。	基準 第192条の4第2項第二号
(3) 計画作成担当者	(1) 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。 (2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤となっているか。 ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。		基準 第192条の4第2項第三号 基準 第192条の4第6項
(4) その他	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者を確保しているか。 ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。		基準 第192条の4第4項
(経過措置)	第192条の4の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。	※ 転換とは、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。	附則第15条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
3 利用者の数	利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。		基準 第 192 条の 4 第 3 項
4 管理者	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	・ 他の事業所、施設等の職務に従事するとは、事業の内容は問わないが、例えば併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は、一般的には管理業務に支障があると考えられる。	基準 第 192 条の 5
第 3 設備に関する基準	(1) 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 (2) (1)の規定にかかわらず、県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 (3) 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しているか。 ただし、居室の面積が 25 平方メートル以上である場合には、食堂を設けなくてもよい。	・ 「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときには、以下の点を考慮して判断すること。 ① 左記 (2) 一～三の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 ② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 ③ 管理者及び防火管理者は、事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。	法第 74 条第 2 項 基準 第 192 条の 6 第 1 項 基準 第 192 条の 6 第 2 項 解釈準用 (第 3 の 八 の 2 (3))
(1) 居 室	居室は、次の基準を満たしているか。 イ 1 の居室の定員は、1 人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。 (経過措置) 平成 18 年 4 月 1 日において、現に存する養護老人ホームに係る特定施設における居室については、個室とする規定を適用しない。		基準 第 192 条の 6 第 3 項 基準 第 192 条の 6 第 4 項第一号 平 18 省令 33 号 附則第 5 条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。 ハ 地階に設けていないか。 ニ 1 以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。 ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けているか。		基準 第 192 条の 6 第 4 項第一号
(2) 浴 室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものか。	・ 浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置 等	基準 第 192 条の 6 第 4 項第二～四号
(3) 便 所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	・ 居室及び食堂についていう「適当な広さ」の具体的な広さについては、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねるため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。	解釈 第 3 の十の 2 の 2(2)
(4) 食 堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。		
2 構 造	(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。 (2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 (3) 上記 1 設備に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。	・ 段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされているか。	基準 第 192 条の 6 第 5 ～7 項
(経過措置)	平成 11 年 3 月 31 日に現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、浴室及び食堂を設けないことができる。 ① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第 20 条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）（養護老人ホーム等）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。 ② 入所定員が 50 人未満であること。 ③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（家賃等）が比較的低廉であること。 ④ 入所者からの利用料、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の第 182 条第 3 項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。	※別に厚生労働大臣が定めるもの：厚生大臣が定める有料老人ホーム（平成 12 年厚生省告示第 48 号）	平 11 厚令 37 号 附則第 13 条
(経過措置)	上記の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和 6 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定特定入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。		附則第 16 条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。 (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	・ 主治の医師等から必要な情報を得る必要がある。	基準 第 192 条の 12 準用(第 179 条)
3 受給資格等の確認	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するよう努めているか。	・ 外部サービス利用型特定施設サービス計画書等に被保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 ・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。	基準 第 192 条の 12 準用(第 11 条)
4 要介護認定の申請に係る援助	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとること。 ・ 通常更新申請については、有効期間の終了する 60 日前から遅くとも 30 日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。	基準 第 192 条の 12 準用(第 12 条)
5 サービスの提供の記録	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している外部サービス利用型指定特定施設の名称を、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基本サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	・ 入居中は、居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスを受けられないので、他の事業者等が確認できるよう必要事項を記入しているか。 ・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5 年間保存すること。	基準 第 192 条の 12 準用(第 181 条) 鹿児島県条例

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
6 利用料等の受領	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ 上記①、②に掲げるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第 82 条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	- 定められた利用者負担額（1 割～3 割相当額）の支払いを受けているか。 - 費用の全額（10 割）の支払いを受けているか。 - 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 - 嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 ③の費用の具体的な範囲については、別途通知に沿って適切に取り扱うこと。 ※別途通知 「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成 12 年 3 月 30 日老企第 52 号） 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号） - 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 - また、支払いに同意する旨の文書に署名を受けているか。 - 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。	基準 第 192 条の 12 準用(第 182 条) 基準 第 192 条の 12 準用(第 182 条 第 3 項) 解釈 第 3 の十の 2 の 3(4)② 平 12 老企 52 号 平 12 老企 54 号 法第 41 条第 8 項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ①介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ②その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分 ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。	施行規則第 65 条
7 保険給付の請求のための証明書の交付	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	・ 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。	基準 第 192 条の 12 準用(第 21 条)
8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 (3) 外部サービス利用型指定特定施設の特設施設従業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 【身体的拘束等の具体的行為】 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。		基準 第 192 条の 12 準用(第 183 条第 1 項) 基準 第 192 条の 12 準用(第 183 条第 2 項) 基準 第 192 条の 12 準用(第 183 条第 3 項) 基準 第 192 条の 12 準用(第 183 条第 4 項) 平 13 老 155 号 (身体拘束ゼロへの手引き)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。 ⑦ 立ち上がり能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、①切迫性②非代替性③一時性の3つの要件を満たしているかどうか「身体的拘束適正化検討委員会」で検討がなされているか。 また、身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。 (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ※身体的拘束等適正化検討委員会：身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 ① 身体的拘束等適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 (委員会検討事項例) イ 事業所内の推進体制 ロ 介護の提供体制の見直し ハ「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ニ 事業所の設備等の改善 ホ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ヘ 利用者の家族への十分な説明 ト 身体拘束等廃止に向けての数値目標	① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、居宅基準第191条の3第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。 ② 身体的拘束等適正化検討委員会は、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当※の兼務や他の事業所・施設等との担当※の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※ 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ・ 身体的拘束等適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望まし	基準 第192条の12 準用(第183条第5項) 平13老155号の6 基準 第192条の12 準用(第183条第6項) 解釈準用 (第3の十の3(5)②))

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施しているか。	く、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 - 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 - 指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものである。 - 具体的には、次のようなことを想定している。 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ③ 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ④ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期	解釈準用 (第3の十の3(5)③) 解釈準用 (第3の十の3(5))

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
9 特定施設サービス 計画の作成	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。	④)
	(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 (2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 (3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。 (4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 (5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。 (6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。 (7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	・ 当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項を含めたものとなっているか。 ・ 当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとなっているか。	基準 第192条の12 準用(第183条第7項) 基準 第192条の12 準用(第184条第1～7項)
10 相談及び援助	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	・ 社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。	基準第192条の12 準用（第187条） 解釈 第3の十の2の3(9)

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
11 利用者の家族との連携等	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。			・ 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告するなどの連携を図っているか。	基準第 192 条の 12 準用(第 188 条)
12 利用者に関する市町村への通知	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。	基準 第 192 条の 12 準用(第 26 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (15))
13 緊急時等の対応	(1) 特定施設従業者は、現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。			・ 緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。 ・ 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましい。	基準 第 192 条の 12 準用(第 51 条) 解釈準用 (第 3 の二の 3 (3) ②))
14 管理者の責務	(1) 指定特定施設の管理者は、指定特定施設従業者の管理及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 12 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。			・ 指定特定施設の管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、管理者が従業者及び業務の管理を一元的に行うこと。 ・ 管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど当該外部サービス利用型指定特定施設入所者生活介護事業所の管理業務に支障がないといえるか。	基準 第 192 条の 12 準用 (第 52 条第 1 項) 基準 第 192 条の 2 準用 (第 52 条第 2 項)
15 受託居宅サービスの提供	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告しているか。			・ 必要な措置とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。	基準 第 192 条の 8 解釈 第 3 の十の 2 の 3 (2)

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
16 運営規程	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員及び居室数 ④ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の 名称及び所在地 ⑥ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 ⑦ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 なお、上記⑪の「その他運営に関する重要事項」として利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。			- 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 - 変更があった場合、変更届を適正に行うこと。 - 左記④の「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指す。 〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条（訪問介護員等の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	基準 第 192 条の 9 解釈 第 3 の十の 2 の 3(3) 解釈準用 （ 第 3 の一の 3(19)①） 解釈準用 （ 第 3 の一の 3(19)⑤）
17 受託居宅サービス事業者への委託	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。 (2) 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者となっているか。 (3) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第 193 条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準第 41 条に規定する指定認知症対応型通所介護となっているか。 (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。 (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 は、(3)に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、(4)の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、(1)に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。			1 の居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能である。 【委託契約に掲げる事項】 イ 当該委託の範囲 ロ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件 ハ 受託居宅サービス事業者の従業者により、当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを事業者が定期的に確認する旨 ニ 事業者が、当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨 ホ 事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記ニの指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを事業者が確認する旨 ヘ 受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項	基準 第 192 条の 10

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
	(6)	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しているか。		・ 業務について必要な指揮命令には、居宅基準第 183 条の身体的拘束等の禁止並びに準用第 33 条の秘密保持等、準用第 37 条の事故発生時の対応及び準用第 51 条の緊急時の対応の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。	基準 第 192 条の 10 第 6～8 項
	(7)	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。			
	(8)	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。			
18 勤務体制の確保等	(1)	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。		・ 左記(3)の規定により、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者（受託者）に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。 なお、給食、警備等の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。 ① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項	基準 第 192 条の 12 準用(第 190 条第 1、2 項) 解釈準用 (第 3 の十の 3 (11)①～⑤)
	(2)	特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。			
	(3)	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって基本サービスを提供しているか。 ただし、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。		・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行う上記④の指示は、文書により行わなければならない。 ・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅基準第 191 条の 3 第 2 項の規定に基づき、上記③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2 年間保存しなければならない。	

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、 (3)のただし書きの規定により基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 その際、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 （当該義務付けの対象とならない者） ・各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより外部サービス利用型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。 ※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。	・ 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 ・ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての外部サービス利用型特定施設入居者生活介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。 ・ 新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。 ・ 事業主には、<u>職場におけるハラスメント（※1）</u>の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 ・ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉 （指針） ・ 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号） ・ 「<u>パワーハラスメント指針</u>」（※2）（令和2年厚生労働省告示第5号） （留意事項） a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者	基準 第192条の12 準用(第190条第3項) 基準 第192条の12 準用(第190条第4項) 解釈準用 （第3の十の3(11)⑥） 基準 第192条の12 準用(第190条第5項) 解釈準用 （第3の十の3(11)⑦） ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項 ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
19 業務継続計画の策定等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※「業務継続計画」：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	に周知すること。 〈事業主が講じることが望ましい取組について〉 ・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として、 て行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） が規定されている。 ・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、‘事業主が講ずべき措置の具体的内容’の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 ・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 ・ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 【業務継続計画の記載項目等】 ・ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 ・ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ・ 感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	基準 第 192 条の 12 準用(第 30 条の 2) 解釈準用 (第 3 の十の 3 (13))

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
20 協力医療機関等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 【研修の内容】 ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 【訓練（シミュレーション）】 ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ・ 住宅基準第 191 条は、外部サービス利用型特定施設の入居者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力した医療機関を定めておくよう努めることなどを規定したものであること。 ・ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましい。 ① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。	基準 第 192 条の 12 準用(第 191 条) 解釈準用 (第 3 の十の 3 (15))

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努力しているか。 ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保しているか。 ② 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る指定を行った県知事に届け出ているか。 (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する「第二種協定指定医療機関」というとの間で、新興感染症の発生等の対応を取り決めるように努めているか。 (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特定施設入居者生活介護施設に速やかに入所させることができるように努めているか。 (7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	② 協力医療機関との連携（第2項） 外部サービス利用型特定施設の入居者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した医療機関を定めるよう努めなければならない。 連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟（200床未満）を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関（以下、在宅支援病院等）と連携を行うことが想定される。なお、令和6年度診療報酬において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意すること。 ③ 協力医療機関との連携に係る届け出（第3項） 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定を行った県知事等に届け出ることを義務づけたものである。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに都道府県知事に届け出ること。 ④ 新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携（第4項） 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者の入居者における新興感染症の発生時に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症の発生時における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4ヶ月程度から6ヶ月程度経過後）において、外部サービス利用型特定施設入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判定、入院調整を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。 ⑤ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合（第5項） 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第3項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めるを行うことが望ましい。 ⑥ 医療機関に入院した入居者の退院後の受け入れ（第6項） 「速やかに入院させなければならない」とは、必ずしも退院後に再入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入居できるよう努めなければならないということである。	

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
21 非常災害対策	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ※「非常災害に関する具体的計画」：消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 ※鹿児島県条例により定められているもの ① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。 ② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業者に見やすいように掲示すること。 ③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	- 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 - 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。 - 防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 - 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要がある。 - 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。 - 自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき、的確に行うこと。（水道法、水道法施行規則、水道法施行令） - 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 - 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること。 - 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理を適切に実施すること。（H14.10.18 高対第406号保健福祉部長通知） - 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】 - 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症対策委員会 - 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する	基準 第192条の12 準用(第103条) 解釈準用 (第3の六の3(7)①) 鹿児島県条例 解釈準用 (第3の六の3(7)②) 基準 第192条の12 準用(第104条) 解釈準用 (第3の十の3(14)①) 解釈準用 (第3の十の3(14)②)
22 衛生管理等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 - レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日（ 年 月 日） - 検査結果(以下に○を付す) 不検出（10CFU/100ml 未満） 検 出（10CFU/100ml 以上） - 検出された場合、その対応は適切か。（ 適 ・ 否 ） - 検査未実施の場合 検査予定月（ 年 月頃） (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、外部サービス利用型特定施設従業者に周知徹底を図っているか。	イ 感染症対策委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する	基準 第192条の12 準用(第104条) 解釈準用 (第3の十の3(14)①) 解釈準用 (第3の十の3(14)②)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	※感染対策委員会：感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ※感染対策担当者：感染対策を担当する者	者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく必要がある。 ・ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ・ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	基準 第 192 条の 12 準用(第 104 条) 解釈準用 (第 3 の十の 3 (14)②)
	② 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ・ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 ・ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。	
	③ 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において、外部サービス利用型特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 ・ 特定施設従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。	

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
23 掲 示	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)に規定する事項を記載した書面を当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。 ※重要事項 ・運営規程の概要、 ・特定施設従業業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等 (3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。 ・ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (3) は、指定特定施設は、原則として、重要事項を当該指定特定施設入居者生活介護事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定特定施設入居者生活介護事業者は、重要事項 の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意すること。 イ 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入居申込者、入居者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 特定施設従業業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、特定施設従業業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 44 各号に掲げる基準に該当する指定特定施設については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、(3)の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、(1)の規定による掲示は行う必要があるが、これを(2)や居宅基準第 217 条第 1 項の規定に基づく措置に代えることができること。 ・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。 ・ 特定施設従業業者等の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 ・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 ・ 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がされ、文書による同意を得ているか。	基準 第 192 条の 12 準用(第 32 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (24))
24 秘密保持等	(1) 指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	・ 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がされ、文書による同意を得ているか。	基準 第 192 条の 12 準用(第 33 条)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
28 地域との連携等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力しているか。	・ 地域に開かれた事業として行われるよう、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。 ・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	基準 第 192 条の 12 準用(第 191 条の 2) 解釈準用 (第 3 の十の 3 (16))
30 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定特定施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。※令和 9 年 3 月 31 日まで努力義務	※ 居宅基準第 139 条の 2 は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。なお、本条の適用に当たっては、令和 6 年改正省令附則第 4 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。 ※ また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。 ※ あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	基準第 192 条の 12 準用（第 139 条の 2） 解釈 第 3 の十の 3 (19) 解釈準用 (第 3 の一の 3)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
29 事故発生時の対応	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	- 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 - 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	基準 第 192 条の 12 準用(第 37 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (30) ③)
30 虐待の防止	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じているか。 ※高齢者虐待防止法：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律 第 124 号）	○次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。 - 虐待の未然防止 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 - 虐待等の早期発見 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、入居者及びその家族からの虐待等に係る相談、入居者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 - 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。	基準 第 192 条の 12 準用 (第 37 条の 2) 解釈準用 (第 3 の十の 3 (17)) 基準 第 192 条の 12 準用 (第 37 条の 2) 解釈準用 (第 3 の十の 3 (16))

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	① 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、外部サービス利用型特定施設従業者に周知徹底を図っているか。 ※虐待防止検討委員会：虐待の防止のための対策を検討する委員会	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。 ・ 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・ 虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉 ・ 事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	基準 第 192 条の 12 準用 （第 37 条の 2） 解釈準用 （第 3 の十の 3 （16））

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	③ 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において、外部サービス利用型指定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ④ 上記③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 ・ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・ 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 ・ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同じの従業者が務めることが望ましい。 ・ 同一事業所内での複数担当※の兼務や他の事業所・施設等との担当※の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※ 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	基準 第 192 条の 12 準用(第 38 条) 平 13 老振発第 18 号 基準 第 192 条の 11 解釈 第 3 の十の二の 3
31 会計の区分	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。		
32 記録の整備	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の	※「その完結の日」とは、 ・ 左記(2)①②④⑤⑥⑦～個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日。 ・ 左記(2)③～受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した日	

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 特定施設サービス計画 ② 第192条の8第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ③ 第192条の10第8項に規定する結果等の記録 ④ 準用第26条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑤ 準用第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 準用第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 準用第181条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑧ 準用第183条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑨ 準用第190条第3項に規定する結果等の記録	・ 左記(2)⑨～指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日 ・ 当該特定施設の計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成すること。 ・ 受託居宅サービス事業者のサービス計画（訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画、地域密着型通所介護計画等）は、特定施設サービス計画と整合が図られていなければならない。 ・ 左記(2)の①、②、⑦においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。	解釈準用 （第3の十の3(6)） 鹿児島県条例
第5 変更の届出等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	・ 変更の届出を適切に行うこと。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関の場合も同様） ⑧ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第十号 法第75条第2項
第6 電磁的記録等	(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（受給者証の確認）第1項及び第181条（サービスの提供の記録）第1項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定に		基準 第217条

	において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。		
--	--	--	--